

■夜間金庫規定■

1. 利用目的

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。(利用者本人の他店口座へ入金、利用者本人以外の口座へ入金および振込、税金の納付、両替等には利用できません。)

2. 利用方法

- (1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類(以下「証券類」という。)、を、当行所定の入金帳とともに当行所定の入金袋(以下「入金袋」という。)に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。なお、入金帳には氏名、口座番号、入金額、入金金額の金種内訳、その他必要事項を記入してください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。
- (3) 2個以上(複数)の入金袋を投入する場合は、一括で投入せず、一袋ごとに夜間金庫の扉を開閉して投入し、投入した一袋ごとに利用記録票を受け取ってください。

3. 預金への受入処理

- (1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金帳に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうは、当行はその責任を負いません。

4. 入金袋等の返却

入金袋は当行の受取手続終了後に返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

5. 鍵の保管等

- (1) 夜間金庫差入口鍵(以下「差入口鍵」という。)は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫差入口扉(以下「差入口扉」という。)の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。

6. 鍵、入金袋の喪失・き損

差入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、複製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. 損害の負担等

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、差入口扉の不十分な閉扉、入金袋の不十分な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用、および第2条に定める方法によらない利用が行われ損害が生じて、当行は責任を負いません。

8. 反社会的勢力との取引拒絶

この夜間金庫は、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの夜間金庫の使用申込を中断するものとします。

9. 解約等

- (1) この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、差入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの夜間金庫の利用を停止し、または本人に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしてください。
 - ① 本人が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

10. 譲渡・転貸等の禁止

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、差入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

11. 成年後見人等の届け出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2021年4月1日現在

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109または03-5252-3772
--

1-05-02